

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	H20.4.1	燃料(単価契約)	・ガソリン126円 ・軽油 114円 ・灯油 93円 ・A重油 91円 ・エンジンオイル (ガソリン用) 1000円 ・エンジンオイル (ディーゼル用) 800円 (税別)	島原市下川尻町69 長崎県石油協同組合島原支部 支部長 馬渡迪裕	当振興局は雲仙駐在及び島原農業改良普及センターを含め公用車の拠点が3カ所に分散している。効率的な給油を行うためには、最低限、各公用車の拠点の近隣に給油所が必要不可欠である。管内には、条件を満たす複数の給油所を持つ事業所が存在していないため、管内各所に組合加盟給油所があり、警察、市等との契約実績が豊富で信頼性が高い長崎県石油協同組合島原支部と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
2	島原振興局	管理部 総務課	H20.4.1	青写真焼付 (単価契約)	青写真焼付 ・A3 20円 ・A2 36円 ・A1 61円 ・A0 129円 ・A0A2 169円 ・A0A1 190円 ・2A0 258円 ・2A0A1 319円 折り方 ・A1 10円 ・A0 30円 第二原図(マイ ラー #200) ・A1 800円 ・A0 1600円 PPCコピー ・A2 150円 ・A1 300円 ・A0 500円 ・A0A2 650円 ・A0A1 800円 ・2A0 1000円 ・2A0A1 1300円 シャットフィルム ・A1 1800円 ・A0 3600円 ・A0A2 4500円	島原市新湊2丁目丙1713-23 (有)事務機の島原エビス 代表取締役 大屋保考	当該契約は、青写真焼付等の集配や納品を迅速かつ正確に行う必要があることから島原振興局周辺に事務所がある専門業者に限定される。島原市内及び管内に青写真焼付を行っている業者は(有)事務機の島原エビスだけであるので、当該業者と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
					・A0A1 5400円 カラーコピー ・A1 4000円 ・A0 8000円 カラーコピー縮小 ・A1-A3 2500円 ・A0-A3 5000円 PPC縮小 ・A1-A3 500円 ・A0-A3 900円 PPC縮小(シャット) ・A1-A3 600円 ・A0-A3 1100円 カラーデータ出力 ・A2 1500円 ・A1 3000円 ・A0 5000円 モノクロデータ出力 ・A2 200円 ・A1 400円 ・A0 600円 ・A0A2 800円 ・A0A1 1000円 ・2A0 1200円 ・2A0A1 1300円 (税別)			
3	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.4.28	県営畑地帯総合整備 事業加津佐西部地区 換地計画等事務委託	6,022,000	南島原市加津佐町乙3412 加津佐西部土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.5.30	県営畑地帯総合整備 事業鬼池地区換地計 画等事務委託	5,952,000	雲仙市南串山町10538-4 鬼池土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
5	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.6.12	県営畑地帯総合整備 事業原山地区換地計 画等事務委託	10,405,000	南島原市北有馬町戊2747 原山土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
6	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.6.12	県営経営体育成基盤 整備事業古江地区換 地計画等事務委託	10,968,000	雲仙市瑞穂町西郷辛1060 西郷土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
7	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.6.18	県営畑地帯総合整備 事業山田原地区換地 計画等事務委託	1,620,000	雲仙市吾妻町大古場名63 山田原土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.6.23	県営畑地帯総合整備 事業布津東部地区換 地計画等事務委託	14,885,000	南島原市布津町乙1663-1 布津北部土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
9	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.6.27	県営畑地帯総合整備 事業大苑地区換地計 画等事務委託	17,463,000	南島原市有家町大苑12 大苑土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
10	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.7.9	県営畑地帯総合整備 事業原尾地区換地計 画等事務委託	3,316,000	南島原市有家町大苑12 原尾土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
11	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.7.9	県営経営体育成基盤 整備事業古江・田中 地区換地計画等事務 委託	12,076,000	南島原市深江町丙419-7 古江・田中土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	島原振興局	農林部 農林管理課	H20.7.29	県営畑地帯総合整備 事業三会原第2地区 換地計画等事務委託	6,937,000	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
13	島原振興局	農林部 土地改良課	H20.8.11	布津北部地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	2,565,000	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
14	島原振興局	農林部 土地改良課	H20.9.5	加津佐西部地区区画 整理実施設計業務委託	14,070,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会	換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であるため、受益者団体である土地改良区は換地計画を樹立するよう土地改良法で定められている。土地改良区は換地計画の樹立にあたり土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である土改連の協力を得ている。事業の調査、測量、設計と換地とは表裏一体の関係にあり測量設計と換地計画は切り離せない作業である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
15	島原振興局	農林部 土地改良課	H20.10.24	原尾地区埋蔵文化財 発掘調査業務委託	9,500,000	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	島原振興局	農林部 土地改良課	H21.1.13	三会原第2地区基本 計画作成業務委託	2,835,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会	換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等は受益者個人 の財産に関する権利を動かす事業であるため、 受益者団体である土地改良区は換地計画を樹立す るよう土地改良法で定められている。土地改良区は 換地計画の樹立にあたり土地改良換地士を保有し 換地業務に精通した団体である土改連の協力を得 ている。事業の調査、測量、設計と換地とは表裏一 体の関係にあり測量設計と換地計画は切り離せない 作業である。よって、地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
17	島原振興局	農林部 土地改良課	H21.1.19	布津北部地区出来高 設計業務委託	1,722,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会	長崎県が採用する積算基準と同じシステムを保有 する者は県土連のみである。また、同業務を他に発 注するためには、さらにシステム開発費、期間等計 上する必要がある。よって、地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号の規定により随意契約とし た。	第167条の2 第1項 第2号
18	島原振興局	農林部 土地改良課	H21.3.11	三会原第2地区実施 設計業務委託	21,000,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会	換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等は受益者個人 の財産に関する権利を動かす事業であるため、 受益者団体である土地改良区は換地計画を樹立す るよう土地改良法で定められている。土地改良区は 換地計画の樹立にあたり土地改良換地士を保有し 換地業務に精通した団体である土改連の協力を得 ている。事業の調査、測量、設計と換地とは表裏一 体の関係にあり測量設計と換地計画は切り離せない 作業である。よって、地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
19	島原振興局	農林部 農村整備課	H20.5.19	有馬地区仮設締切撤 去工事	22,050,000	雲仙市愛野町乙1573-1 (株)寺尾建設	昨年までの海岸工事において、樋門を改修する際 の仮設として、海上に鋼矢板の二重締切工の工事 を競争入札により発注した。受注した設置工事業者 の管理のもと引き続き設置させることとしており、現 在も後期工事に使用している。 このため、設置時からの一貫した管理、責任体制を 求めるものであり、設置工事業者がこの鋼矢板の 財産管理者として引き続き施設の管理を行う必要 がある。以上により前工事請負業者と地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号の規程により随意 契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	島原振興局	農林部 農村整備課	H20.5.28	古江地区伊古遺跡埋 蔵文化財発掘調査委 託	20,240,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
21	島原振興局	農林部 農村整備課	H20.7.9	古江・田中地区農道 台帳作成業務委託	1,050,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会	整備された農道については、農道台帳による管理を前提に、交付税措置が行われることになっている。また、土地改良施設管理に関わる調査などは、正確にかつ長期的、持続的に管理更新するためには、作成及び管理の一連の業務を一貫した体制の下に統一的に実施することが重要である。そのため、業務上取得した情報等を長期間管理を行うことが求められる。以上により、契約の性質または目的が競争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
22	島原振興局	建設部 建設管理課	H20.4.1	小浜港緑地管理業務 委託	1,768,800	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	共同管理者である雲仙市において、港湾施設(緑地)を一体的に管理することで、効率的な港湾施設管理(緑地)が遂行できる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	島原振興局	建設部 建設管理課	H20.7.28	島原港公有水面埋立 竣工認可申請書作成 業務	2,004,116	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規程に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
24	島原振興局	建設部 建設管理課	H21.2.18	須川港公有水面埋立 竣工認可申請書作成 業務	1,656,678	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規程に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	島原振興局	建設部 建設管理課	H21.2.18	須川港(都市開発用地)公有水面埋立竣工認可申請書作成業務	1,810,429	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規程に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
26	島原振興局	建設部 用地課	H20.6.10	親和町湊広場線街路改良工事 用地取得事務業務委託	6,525,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	・土地開発公社は、公共用地取得業務等を目的とした県の全額出資による特別法人であり、県が行うべき用地取得業務を代行して行っている。 ・公共用地取得に関し、損失補償基準、用地交渉等の専門的知識を有している。 ・本業務を他業者へ発注することは弁護士法第72条に抵触する。	第167条の2 第1項 第2号
27	島原振興局	建設部 用地課	H20.7.8	一般国道251号(愛野森山バイパス)道路改良工事 用地取得事務業務委託	8,232,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	・土地開発公社は、公共用地取得業務等を目的とした県の全額出資による特別法人であり、県が行うべき用地取得業務を代行して行っている。 ・公共用地取得に関し、損失補償基準、用地交渉等の専門的知識を有している。 ・本業務を他業者へ発注することは弁護士法第72条に抵触する。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.4.21	平成20年度設計積算 及び工事管理業務委 託	3,991,050	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.5.13	一般県道雲仙千々石 線外1線道路改良工 事(現場技術業務委 託)	2,257,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	公共工事は適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。また公平な立場からの判断に基づく現場管理能力を必要とする事から、県職員以外で業務を円滑に行うことができる長崎県建設技術研究センターと随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
30	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.6.9	平成20年度設計積算 及び工事管理業務委 託	2,000,250	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
31	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.9.5	平成20年度設計積算 及び工事管理業務委 託	6,588,750	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.10.6	設計積算業務委託	9,776,550	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
33	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.10.31	設計積算業務委託	1,675,800	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
34	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H20.11.17	設計積算業務委託	2,686,950	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
35	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.2.25	設計積算業務委託	1,675,800	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.2.25	設計積算業務委託	3,351,600	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	今回の委託業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであること。また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公平性・中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号